

## 令和3年度ボランティア活動事業助成金申請受付中

市民活動団体・ボランティア団体及びNPO法人が実施する社会福祉の増進を図る事業に対して助成します。

対象となる事業	対象者	金額
・市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業で、社会福祉の増進が見込まれる事業	田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している5人以上で構成する団体	1事業につき3万円を限度として助成（ただし、助成の対象となる経費の3分の2以内まで）

申請は1団体1事業で、同一事業での申請は3年を限度とします。助成できる団体数には限りがあります。助成の適否及び助成金額はボランティアセンター運営委員会で審査し、決定します。

※この助成事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。



**申請期限** 4月23日（金）

**申請受付** 田原福祉センター

## 令和3年度ボランティア活動保険加入受付を開始します

ボランティア活動中に自身がケガをした傷害事故や、相手にケガをさせたり、相手の物を壊してしまった賠償事故に補償されます。ただし、チェーンソーを使用するボランティア活動等、一部対象にならない活動もあります。

### 補償内容・保険料

基本プラン	年間 保険料※	補償内容（一例）	
		入院保険金（日額）	通院保険金（日額）
Aプラン	250円	4,400円	2,800円
Bプラン	300円	5,400円	3,200円
Cプラン	500円	8,400円	5,800円

この他、地震・噴火・津波によるケガも補償する天災プラン（400円～800円）もあります。

※田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録いただいた方は、保険料のうち100円を助成いたします。

※ボランティア保険に加入の際は、なるべくおつりのないようにご用意ください。

**補償期間** 令和3年3月31日までに加入した場合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（年度途中の加入の場合は、加入翌日から令和4年3月31日まで）

**受付日時** 平日の8時30分～17時15分

**受付場所** 田原福祉センター、赤羽根福祉センター、あつみライフランド

## 食品の寄付にご協力をお願いします

社会福祉協議会では、生活にお困りの方へ食品をお分けしています。

ご寄付いただけるものがありましたら、少量でも構いませんのでご協力をお願いします。

### ●寄付していただきたい食品

米、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、乾麺、乾物、非常食 他

### ●注意事項

- 1 賞味期限が1か月以上あるもの
- 2 未開封で破損していないもの
- 3 常温で保存できるもの

ご寄付ありがとうございました

匿名（個人11名）

玄米、カップ麺、乾麺、非常食、調味料、海苔等乾物、缶詰、菓子など

〔令和3年1月7日～令和3年2月28日〕



❖皆様からご寄付いただいた食品は、

令和3年1月から2月までの間に、27名の生活にお困りの方へお配りをさせていただきました。

申込み・問合せ：田原市社会福祉協議会 ☎23-0610